

令和8年1月  
和歌山県中学校体育連盟ソフトテニス専門部 策定

令和8年度における和歌山県中学校体育連盟主催大会（和歌山県中学校総合体育大会ソフトテニス）及び共催大会（和歌山県中学校秋季ソフトテニス新人大会）に係る地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加特例の細則

標記大会及び、その予選となる各地方大会への参加を認める条件として、次のとおり定める。

- 1 全国中学校体育大会、近畿中学校総合体育大会（以下、近畿総体）、和歌山県中学校総合体育大会（以下、県総体）の開催基準及び、参加資格の特例、並びに本細則を満たすこと。
- 2 和歌山県中学校体育連盟（以下、県中体連）及び、県ソフトテニス連盟に登録していること。
- 3 県中体連に登録する地域クラブ活動の活動は、代表者もしくは指導者資格を有する指導者のもとに和歌山県下で適切に行われていること。（日本スポーツ協会の「コーチ1」以上）また、大会においてベンチ入りする者はその資格所有者のみとする。また大会参加にあたって必ず代表者もしくは指導者資格を有する指導者が引率を行うこと。  
ただし、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動では「スタートコーチ（競技別）」以上の資格とし、ベンチ入りする者の資格も同様とする。（チームが都道府県中体連に認定された初年度のみ取得中を認める）なお、教員が兼職兼業で指導者となる場合はスタートコーチの資格を必要としない。
- 4 県総体及び、予選となる地方大会への参加については、団体戦1チーム、個人戦は各地方大会で定められたペア数とする。1中学校につき出場できるペア数とする。
- 5 地域クラブ活動と中学校部活動への二重登録は認めない。（試合への参加）
- 6 生徒が年度途中に中学校部活動と地域クラブ活動の間、または地域クラブ活動の間で移籍した場合、原則その年度内は大会への出場を認めない。
- 7 監督・外部コーチは地域クラブ活動で大会に参加する場合、中学校部活動での参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域クラブ活動での参加も認めない。
- 8 令和8年度の中体連の大会への参加を希望する地域クラブ活動の代表者は次の手順をとること。
  - (1) 県中体連への認定申請を R7 12月15日までに完了する。（申請方法は別紙による）
  - (2) 認定された地域クラブ活動は、該当する地方中体連事務局に連絡し、大会参加の意思を伝え  
る。〆切：3月31日

9 新年度に入る際に限り、中学校部活動と地域クラブ活動の間で移籍、または地域クラブ活動の間で移籍した場合でも、大会への出場を認める。但し、旧年度（移籍前）の大会で生徒がシード権を得た場合、新年度（移籍後）のシード権の取り扱いは、地方大会についてはその地方中体連ソフトテニス専門部で、和歌山県中学校ソフトテニス選手権大会（以下、県選手権大会）については県中体連ソフトテニス専門部の規定に従う。

10 地域クラブ活動は、大会要項・運営については県（地方）中体連ソフトテニス専門部に一任するものとする。

11 その他

（1） 本細則は、地域クラブ活動が出場する全ての大会に適用する。

この細則は R7 年度の全国中学校ソフトテニス大会で検討された内容をもとに近畿中体連ソフトテニス専門部の R8 年度地域クラブ活動の細則に合わせて作成されたもので、中体連への大会に参加する地域クラブは和歌山県中体連への申請が認められ、なおかつ本細則を守るようお願いします。また、この細則は年度ごとに見直されることがあります。